

令和3年7月2日（金曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

開会

9時56分

協議

9時56分

（委員長）

6月22日に議論となった黒塗り部分を外した資料の請求について協議したい。そのため、総務局長の出席を求めるとしたいがどうか。

（委員）

異議なし。

[総務局長入室]

（委員長）

正副委員長で、黒塗り部分を外した資料として請求すべき資料をまとめた。事務局に配付させることとする。事務局。

[資料配付]

（委員長）

6月18日開催の本委員会に提出された3点の資料を対象としたいと思う。前回の百条委員会同様に議員傍聴も認めない秘密会を条件に資料提供を求めるとしたいがどうか。

（委員）

異議なし。

（委員長）

秘密会を条件に、この3点の資料提供を求めるとする。7月5日に委員会を開催する予定であるが資料提供は可能か。

（答弁）

この3点については、あらかじめ打診を受けたため検討している。資料提供を求める要望書を受け取り次第、必要な手続を進める。提供可能と判断すれば、7月5日の委員会への提供は可能だと思う。

（要望）

第2回定例会で百条調査権が委任された3件に関する黒塗り資料については、執行部が不当要求行為と認定するかどうかは別として、僅かな量であっても秘密会を前提に黒塗り部分を外した資料を提供されたい。

（委員長）

その辺りはどうか。

（答弁）

事前に打診のあった3点については7月5日に間に合うと思う。それ以外については、書類の特定や検討の上、正副委員長と協議したい。

（要望）

前回の百条委員会では音声データを先に確認した。松岡議員の発言は、独特の口調で要望を行っているので、音声を直接聞いたほうがよいと思う。その準備もしてほしい。

（委員長）

その辺りはどうか。

（答弁）

検討や調整を行うこととしたい。

（委員長）

議長を通じて市長に対し、資料提供の要望書を提出することとする。資料確認は7月5日に予定している案件の審査終了後に秘密会を開催して行うこととしたいがどうか。

（委員）

異議なし。

協議終了

10時06分

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局

10時06分

報告事項説明

・東部析水苑のグラウンド整備に関すること

質問

10時28分

（質問）

本グラウンドの今後の活用方法について、建設委員会から「少年硬式野球協会等に管理をお願いする形にしたほうが公平になる。」とあるが、管理を委託するのか。

(答弁)

公平な利用の仕方の1例として提案されたものであると考えている。

(質問)

同協会には何チームが加盟しているのか。

(答弁)

9チームである。

(質問)

当該地は防災訓練を行う方針決定の下、整備されている。グラウンド利用は暫定措置であり、利用方法を元に戻すのであれば当初の防災訓練の利用地として戻すべきではないのか。

(答弁)

グラウンド整備に一定の費用を投入している。今後の使用方法については、防災訓練の利用等も含めて検討中である。

(意見)

危機管理施策として、市が方針決定したのであれば元に戻すべきである。現に翌年度の防災訓練ができず弊害が生じている。公園も大事かもしれないが、原点は何であったのかというのを考えないといけない。

(質問)

産業局長と建設局長のやり取りの資料は出ているが、松岡議員が関与している資料がない。本市の施策を転換させたのであれば、議論の過程が分からないと問題を解明できたことにならない。

記録がなければ、関係者から聞き取りを行い、どのような経過でこのようになったのか、松岡議員の関与も含めて経緯が分かるようにしてもらえないといけない。記録が全くないのか。

(答弁)

各局で調査を行ったが、議事録やメモがなく、このメールのみ発見できた。

(質問)

当時の建設局長は佐野副市長だ。聞き取りは行ったのか。

(答弁)

佐野副市長からもヒアリングを行っている。

(質問)

どのような結果であったのか。

(答弁)

メールを元に当時のやり取りの確認を行った。産業局から相談があったということである。

(質問)

松岡議員に関することは全くなかったのか。

(答弁)

東部析水苑グラウンドに関することでヒアリングを行ったが、当時は産業局が松岡議員の窓口となっており建設局長のメモはなかった。

(質問)

建設局長に対して松岡議員から要望等は一切なかったと理解してよいのか。

(答弁)

書面やメモで確認している上ではなかった。ただし、口頭で要望があったのかどうかまで判明していない。

(質問)

先ほどヒアリングを行ったと答弁があったと思うがどうか。

(答弁)

産業局からこのようなメールがあり、産業局と相談してグラウンド整備を決定したと聞いている。

(質問)

当時の建設局長である佐野副市長に出席を求め、事情を説明してもらわないと松岡議員から要望や関与がなかったのか分からない。メールの話に限定してヒアリングを行い、関与がないと言われても納得できない。

(答弁)

グラウンド整備の最初の経緯について、直接松岡議員から当時の建設局長が要望を受けたとは聞いていない。

(質問)

関与がないということでよいのか。

(答弁)

ないとは断言できない。現在、聞いている限りでは確認できなかった。

(質問)

きちんと確認されたい。

(答弁)

あらためて当時の建設局長に聞き取りを行い、次回以降の委員会できちんと報告したい。

(質問)

別紙資料5は、道路関係や公園関係が記載されているが誰が作成した資料か。

(答弁)

建設局長と産業局長が、副市長に対して予算関係で説明した際の資料である。

東部析水苑グラウンドについては産業局長が建設局長に協力要請を行ったが、仕様等を決定して概算経費を算出したものである。

(意見)

資料5ページの12から言えば、松岡議員から要望があったことは事実であると思う。

(質問)

6ページの(1)で「松岡議員の意見を断ると市場移転がとん挫しかねない圧力や不安を各局長など幹部職員が感じていた。」とある。そのため、威圧的や大声でなくても松岡議員から要望があれば断れない状況になっていたと思う。

これは不当要求と言えるような状況ではないのか。認識はどうか。

(答弁)

本事案以外にも松岡議員とはいろいろなやり取りがあるが、要望対応が困難であることや遅延することを報告すると叱責を受けている。

そのような状況を受けて、当時の幹部職員は、グラウンド整備の要望を受けて付度し、早急に対応してしまったかもしれない。

(意見)

白浜地区に市場を移転しないといけないという状況の中、松岡議員からいろいろな要求を受けて、

職員は正常な判断ができない状況にあったと思う。

(意見)

業者選定も含めて付度しすぎたと総括しており、一定の反省がなされていると思う。

当時の佐野建設局長に対して送信されたメールに信号機の設置の話があるが、「信号機がつかなければ市場の話は体を張ってでも潰すぞ。」や「凄まじい。」とある。

高馬元産業局長が直接受けた発言であれば、完全な不当要求であるし脅迫にも該当すると思う。

このような内容を当時の建設局長に伝えているが、これが議員や暴力団関係者の発言であれば、大変なことであると思う。

誰がこのような発言を行ったのか。市政の推進の根幹にも関わることであり、市政が暴力的に支配されたり、大きな影響を受けたとすれば非常に重大な問題だと思う。不当要求の議論以前の問題だ。

(委員長)

メール資料は東ルート事案にも添付されているが、黒塗りとなっているため誰であったのか言えないのではないのか。

(質問)

東ルート事案でもそうであるが、松岡議員は「具体的には補償内容を言わなくてもよいので、早急に一度地権者のところに行ってもらいたい。」などと発言している。松岡議員は補償問題に関与していないと答弁があったが、このメールを見ると具体的な関与が現れている。局長間で仕事上でのメールで脅されたといった情報を共有していたのであれば問題があると思う。分析しているのか。

(答弁)

このメールについて、産業局長と意見交換までできていない。

(質問)

産業局長は何か見解があるのか。

(答弁)

信号機の話については、建設局との協議や過去の経緯の確認まで至っていない。

(質問)

メール資料によれば、すごまれたり脅かされていることが分かる。資料は黒塗りのため誰の発言か分からないが担当課は分かっているはずだ。

この発言者は明らかにしないといけないと思う。このメールの発見は産業局であるが、きちんと裏の部分を調査したのか。

(答弁)

確認できていない。

(要望)

局長の公用メールで市政がゆがめられると感じている。重大な問題であると思うので、きちんと調査して報告してほしい。場合によっては、秘密会を条件に明らかにしてほしいと思う。正副委員長で調整してほしい。

(質問)

このメール資料はどこから発見したのか。

(答弁)

紙で出力したものを中央卸売市場でつづっていた資料の中から発見した。

(質問)

ほかの局にはなかったのか。

(答弁)

建設局にも、紙媒体で東ルート関係のファイルに残っていた。下水道局は今回の調査で初めて知った。

(委員長)

松岡議員から前の建設局長への直接の要望の有無及び信号機に関する記載等メールの内容について確認してほしい。

(答弁)

副市長に本日の結果も含めて報告し、確認の上、今後の委員会で報告したい。

質問終了

11時00分

下水道局、観光スポーツ局、産業局、建設局終了

11時00分

建設局、産業局

11時01分

(建設局長発言)

追加資料があるため配付させてもらいたい。

(委員長)

事務局、資料配付を。

[追加資料配付]

(建設局長発言)

先ほど配付した資料は、松岡議員からの要望を不当要求行為に該当すると認定したのものに関する資料である。本来であれば、姫路市職員の倫理と公正な職務の確保に関する条例（以下「職員倫理条例」という。）に基づく記録様式で作成し報告すべきところであったが、それを怠っていたことを謝罪したい。

不当要求行為に認定したのは、2019年5月17日、同年5月22日、2019年11月18日に松岡議員が本市職員に行った行為についてであり、同条例第2条第4号ア、オ及びカで規定する不当要求行為に該当すると判断した。

報告事項説明

11時03分

- ・浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること
- ・不当要求行為等に係る記録票兼報告書

質問

11時10分

(質問)

追加資料について松岡議員の行為を不当要求行為と認定したのはいつか。また、記録票兼報告書で不当要求行為に該当する発言部分に下線を引いているが、どのような点から不当要求行為と判断したのか。

(答弁)

認定日は令和3年7月1日で市長決裁により認定した。

(委員長)

理由についてはどうか。

(答弁)

1点目は、5月17日の面談時に、プロポーザルによる業者選定に関して、事前に業者提案を見せるよう要求したことである。業者の提案は、選定委員以外見せることはできず、当該要求行為は不当

要求行為に当たる。

2点目は、5月22日の面談時に、プロポーザルの実施に当たって、地元の業者名を挙げて、製品を使用するよう要求したことである。これは、特定の者に対して利益、不利益を図る行為に当たると判断した。

3点目は、11月18日の面談時において、暴言、脅迫めいた表現が多くあり、要求内容もプロポーザルの提案内容が気に入らなければ内容を変更せよという発言等を大声で繰り返していることから、不当要求であると判断した。

説明資料に不足がある点については、次回の委員会で再提出したい。

(質問)

「業者決定後、提案内容に納得できなければ、提案内容を変更してほしい。」とあるが、これはプロポーザルの趣旨をゆがめる不当要求行為である。市として、結果的に議員の強い要望・関与により変更要求に応じてしまったとあるが、どのように整理しているのか。

(答弁)

安全対策などの追加工事を変更契約により対応した点については、結果として松岡議員の要求に屈したものとなったと判断している。

(意見)

松岡議員からいろいろな要求があるが、今回初めて不当要求に屈したという状況が出てきている。議会の審議を経て予算や契約行為が承認され事業執行となるが、不当要求により多大な支出が強いられ、市民に対して損害を与えているのと同じ状況が生まれている。このことの確認が非常に大事である。

(質問)

事前配付資料の2ページの議員要求・要望と本日配付の追加資料における要望・要求は合致しているのか。

(答弁)

追加資料以外の項目は「指名競争入札になりそうであれば事前に教えてほしい。」のみである。

また、人事異動に影響する行為も不当要求行為で挙げられる。

(質問)

幼児遊具の規模を20人程度と提案したが60人程度に変更せざるを得なかったとある。これも不当要求に屈したということか。

(答弁)

安全対策などの追加工事として実施したものであるが、業者決定後に提案内容を変更してほしいとの要望に対し、プロポーザルの内容を変更して実施したことについて、不当要求に屈したと判断した。

(質問)

松岡議員に対して警告書を発したのか。

(答弁)

警告書は準備しており、松岡議員に対して内容などの説明・連絡は総務局を通じて行っているが、手交まで至っていない。

質問終了

11時25分

(建設局長発言)

追加資料があるため配付させていただきたい。

(委員長)

事務局。

[追加資料配付]

報告事項説明

- ・白浜市場線東ルートを整備に関すること
- ・東ルート事業 訴訟に至るまでの経緯

質問

11時34分

(質問)

令和3年1月12日に市長が決裁を保留した後、市長が直接地元の説明を行ったと聞いているが、それはいつか。

(答弁)

令和3年2月27日に、灘の松原公民館において、市長と当時の産業局長及び場長が出席し、「予算の関係から執行は難しい。」という説明を行った。

(質問)

課長印を押した書類があると報道されている。
そのような書面を渡しているのか。

(答弁)

令和2年9月10日に地権者と面談し、紙資料により補償金額を提示した際に、押印のある正式な書類が欲しいとの要望を受けた。市長決裁前であったため、補償金額と契約予定時期について課長印を押印した文書を作成し、同年10月15日に発出したものである。

(質問)

課長印のある書類を発出することは用地補償交渉において一般的であるのか。

(答弁)

一般的ではないが、要望を受けて、発出した事例はほかにもある。

(質問)

補償金額と補償時期の目安を示したものであり、法的拘束力はないという認識か。

(答弁)

正式な契約書ではなく、法的な効果は生じないと認識している。

(質問)

物件移転補償に関して、新聞報道でも10億5,000万円という数字が出ている。前回、口頭で移転補償に関する考え方について説明を受けたが、資料でまとめて提供してほしい。

(答弁)

次回以降の委員会で提供したい。

(質問)

令和2年5月に相手方と補償について協議とあるが、追加資料を見ると同年9月10日に原告へ補償金額提示とある。元の算定額での補償金では折り合いがつかず、違う算定方式に変えた結果、補償金額が変わったと認識している。元の金額は幾らであったのか。

(答弁)

交渉は口頭で行っており、書面で提示した数字は、10億5,000万円だけである。交渉の中で、資料提供も受けながら、検討し変更していった。

(質問)

26路線の道路改修工事を取りやめてまで、補償金を捻出しようとしたと考えると、相当な増額があったと推察する。地権者との交渉で、億単位で補償金額が跳ね上がり予算措置を行っている。

予算額を上回るのであれば、交渉を積み重ねて相手方の理解を得ることが必要ではないのか。元の予算額の上限額を大きく超えるようなことはあり得ないと思うがどうか。

(答弁)

補償額が当初予算から大きく増額したことについては、予算要求の時点で物件調査や営業調査が完了しておらず、経験則で見積りを行い予算要求していたが、現地調査の結果、見積額との乖離が大きかったことが原因である。

(質問)

補償額が4か月で大きく変わったことは理解できない。前回の本委員会で松岡議員の関与はないと答弁があったが、これは担当の参事に対して関与がないということか。市長を含め誰にも松岡議員からの補償の見直し要望はなかったのか。

(答弁)

自分自身のことしかわからないので、私以外のことは答えることはできない。

(質問)

補償の見直しは、担当者からの提案による決裁であったのか、それとも副市長や局長などの上層部から指示があったのか。

(答弁)

当該契約をまとめるため、相手方の経済面も加味しながら担当部署で移転補償方法を考えたものである。上層部からの指示ではない。

(質問)

物件調査は誰がどのように行うのか。

(答弁)

コンサルタント事業者に委託している。基準にのっとり積算している。

(質問)

業者選定については市が行うのか。それとも相

手方の判断で行うのか。

(答弁)

市で積算し、契約課で業者選定を行い発注している。

(質問)

機械移設の見積りなどはどこから徴取するのか。

(答弁)

委託したコンサルタントが事業者から徴取して積算に反映させる。

(質問)

委託したコンサルタントが、メーカーや設置業者等から見積りを取って積算しているということか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

12月8日の要望等に係る記録票兼報告書は産業局長が作成したのか。場長と電話で打合せとあるが、このメール以前に情報共有をしていたのか。

(答弁)

この記録票兼報告書は、当時の建設部長が作成したものである。

(質問)

12月8日の面談は、高馬産業局長だけであったのか。それとも中川道路建設部長も同席していたのか。

(答弁)

場長も同席していない。また、中川道路建設部長も同席していないと思う。

(質問)

同席していない職員がこのような記録票兼報告書を作成するのか。

(答弁)

推測になるが12月9日に建設局長に産業局長がメールを送り、そのメールに基づいて道路建設部長が作成したと思われる。メールには3点あるが、道路建設部長では管轄する道路部分だけの2点だけを要望書にまとめたと考える。

(意見)

用地担当参事は松岡議員から直接働きかけを受けていないと答弁しているが、このメールは平成29年度のものであり、事業化決定は平成30年度である。

担当者に具体的な要望がなくとも、この事業に補償が伴う事業であることを松岡議員は認識しており、事業化決定前からこの業者を想定して当時の局長辺りに松岡議員から働きかけがあったということはメールから明確であると思う。

5億円と言われる当初予算が10億円余りとなっている。物件調査は9月から11月に実施し、年明けから営業調査を実施しているが、調査も完了していない時点で億単位の移転補償について、予算化を行うには無理がある。

今の議会の仕組みで言えば、予算説明は事業ごとではなく大きなくくりでの説明となるため、本事案について議会でチェックされることなく、本来予算を組むことができないものが、適当な数字で予算化されていた。

金額の妥当性はともかく、移転補償費が10億円を超えて予算が不足し、ほかの工事を止める形で不足分に充てようとしたわけであり、無理に無理を重ねた結果、不当要求に屈した形となってしまった。

松岡議員の関与は、メールを見ればかなり以前からであったことは明らかであるし、松岡議員が早急に対応を求め続ける形で行政に圧力をかけた結果、このようなことになったと推定する。

(質問)

令和3年2月27日に市長が地元説明会に出席したとの答弁があったが、市長は東ルートの整備は困難であると説明したのか。

(答弁)

事業予算を後送りにし、令和4年度以降、事業再開に向けて議会との調整を進めていきたい旨の説明を行った。同年3月5日付で紙資料としたものを自治会向けに配布した。

(質問)

中止ではなく、今後検討していくとの説明であ

ったのか。

(答弁)

そうだ。

(質問)

新聞で中止となったことが先行報道されたが、地元説明を行うべきではないのか。

(答弁)

今までの審査内容も含めて今後の取組についての状況説明が必要であると考えている。できるだけ早い時期に地元説明を行いたい。

(要望)

地元も振り回されている。市場移転が決定して、地元は東ルートを整備を要望しているが、松岡議員の問題でその整備が中止となってしまっている。地元のこともしっかりと考えて、もっと迅速に丁寧な対応をしてほしい。白浜地域の人は市に対して不信感を持っている。

(質問)

地元説明は担当課が行くべきである。市長が何回も行く必要があるのか。

(答弁)

担当課で対応したいと考えている。

質問終了

12時06分

休憩

12時06分

再開

12時59分

報告事項説明

・新恋の浜橋の新設と蛸橋の改修整備に関すること

質問

13時05分

(質問)

資料6ページを見ると、新恋の浜橋は当初計画と実際に支出した総事業費に2億円ほどの差がある。この差額はどこから捻出したのか。

(答弁)

平成29年度繰越補正予算として幹線道路新設改良事業費から9,000万円を繰り越した。同様に30年度繰越補正を行い、約1億円を繰り越して予算を捻出した。

(質問)

それが資料3ページにある「平成27年度、平成29年度及び平成30年度予算は幹線道路新設改良費の不要額にて措置」ということか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

幹線道路新設改良事業は、25目道路新設改良費(以下「25目予算」という。)に属している。橋りょう下部工は45目橋りょう新設改良費(以下「45目予算」という。)から支出すべきではないのか。

(答弁)

当初予算の段階で、橋梁部分は45目予算、取付道路は25目予算に計上すべきであった。

29年度実施の「下部工及び左岸取付道路」は、25目予算の繰越金と現年予算で実施している。工事内容を確認すると、それぞれが約50%であったので25目予算で実施したのと考えている。

(質問)

目間流用を行ったのではないのか。

(答弁)

予算の目間流用はできない。本来であれば下部工と取付道路は分けて設計して合併発注などで対応すべきところ、予算措置ができていなかったため25目予算で対応してしまった。

(質問)

会計上のルールから逸脱しているのではないのか。これは道路の予算を橋梁の新設事業という全く別の事業に充てたという話ではないのか。

(答弁)

45目予算が十分確保できていなかったため、本来であれば補正で対応すべきであったが、45目予算で対応する工事を含んだものを25目予算から発注してしまった。これについては、予算執行上不適切な措置であったと反省している。

(質問)

平成28年度予算は4,550万円しかない。平成29年2月13日に入札を中止しているが、中止となっていなければ、予算措置もされていないのに執行さ

れていたことになる。

入札ができず1年延びたため9,000万円の繰越しを行ったというが、もともと45目予算で繰り越す予算がない。繰越金は25目予算から持ってきたものではないのか。

(答弁)

そのとおりである。補正もあくまで繰越予算として議会の承認をもらった。25目の予算枠から発注しようとしていたものである。

(質問)

平成28年12月定例会で、25目予算で下部工を執行することを説明したかどうかは分からないが、違う目の工事を実施する意図を持って繰越補正予算議案を上程したのか。

(答弁)

橋梁下部工を25目予算で対応することについて説明はしていなかった。

(質問)

異なる目の事業に充てることを認識しながら議事に説明せず繰越予算議案を上程している。言い方は悪いが、議会をだましたのではないのか。

(答弁)

結果的にはそのようになってしまった。

(質問)

目の異なる工事のために繰越補正予算議案を上程し、全く違う用途に充て、さらに全く違う決算報告をして議会に承認させている。問題ではないのか。

(答弁)

議会に十分な説明ができておらず、指摘について反論はない。

(質問)

毎年決算報告がなされているが、45目予算を見ると平成27年度の当初予算額は、全部含めて2億1,700万円である。平成29年度は1億6,680万円であるが、決算額は5,813万円余りである。資料を見ると、実際に執行した額は1億8,645万円余りである。30年度の決算額は8,161万円余りであるが、資料の決算額と合わない。この点についてはどうか。

(答弁)

超過分については、取付道路分の予算も含めて幹線道路新設改良事業費で対応している。

本来45目予算で対応すべき工事も25目予算で対応した事実はある。

(質問)

決算書の数字や予算も実態と異なる。平成28年度に25目予算の9,000万円を繰り越しているが、道路予算にそこまで余裕があったのか。

(答弁)

25目予算の最終的な不用額は、4億～5億円発生している。

(質問)

不用額から9,000万円を切り取って、繰越金として事実上45目予算に入れようとしたわけか。

(答弁)

予算上で目をまたぐ流用が可能であれば、25目予算から45目予算へ流用して執行するが、目間流用は認められないため、9,000万円を超える予算枠があった幹線道路新設改良事業費で対応したというのが事実であるが、どうか。

(質問)

目違いの執行を行うために、繰越補正を議会に承認させて、決算書の数字も実態と違うとなれば何も信用できない。議会は予算書や決算書を信用して審議している。東ルートにおける26路線もかなりの問題であるが、それどころではない。

もともと予算措置がされていない事業を早急に対応するよう要求されての苦肉の策であったかもしれないが、許されない行為である。

(答弁)

当初計画に対し実際に支出した総事業費が2億円の増額となったことや本来とは異なる目での支出となったことについては、適切ではなかったと認識している。

(質問)

各局が決算額を財政課に提出し、内容確認の後、1冊の決算書となり議会に届くと理解している。その仕組みから言えば、建設局長も財政課に提出前

に決裁をしているという理解でよいか。

(答弁)

決裁をしているはずである。

(質問)

内容も理解した上で決裁しているのか。

(答弁)

認識した上での決裁だったと考えている。

(要望)

ほかの事案でもそうであるが、部長級以上の上位者のやり取りが出てこない。当時の局長が事の重大さを認識しながら、何が原因でそこまでさせたのか。そこを我々は確認したい。

松岡議員の関与があり、不適切であることを認識しながら執行したのであれば理由として分かるが、ここまでする意義が理解できない。

当時の建設局長である佐野副市長の出席を求め、本人からの説明が必要であると思う。ほかの委員にも意見を聞いて決定してもらいたい。

(委員長)

先ほどの佐野副市長の出席を求める要望があったが、意見のある方は発言されたい。

(委員)

佐野副市長は財政畑が長かったと思うので、予算執行のルールは熟知していると思う。その点から言えばきちんと見解を聞きたいと思う。

(委員)

ほかにも出席を求めるべき人もいると思うし、どのような内容を聞くのかを整理する必要があると思う。個別で出席を求めると切りがない。正副委員長で整理して、最終的に証人尋問で出席を求める人を整理してはどうか。

いずれにしても、このような不適切な会計処理を議会に内緒で行っていたことは議会との信頼関係を損なうものだ。

(質問)

資料2ページの平成30年度の実施内容において、渡初式で費用を支出しているが内容を説明された。

(答弁)

式場の設営費である。

(質問)

支出額は幾らか。

(答弁)

約61万7,000円である。

(質問)

渡初式は市が主催したのか。

(答弁)

白浜の連合自治会と連名で実施した。

(質問)

市が橋や道路を整備した際に渡初式等を行うのか。

(答弁)

地元要望で道路や橋を整備した場合は行わない。本事案については、姫路とれとれ市場に関連する事業であり、公共性があると判断して渡初式を行ったものである。

(質問)

基準が明確でない。相当大規模な道路事業でなければ、市が渡初式を行うことは基本的にない。連合自治会と共催との答弁であったが、なぜ市が費用を負担するのか。そのような例はあまりない。道路工事は毎年たくさんあるが、同様の式典を行っているのか。

(答弁)

私の知る限りではない。

(質問)

なぜ、この地区だけ特別に費用を負担するのか。幹部職員での出席者は誰か。

(答弁)

黒川副市長と佐野産業局長である。中川建設局長は大手前通り南工区の完成記念式典に出席していたため、辰巳部長が代理で出席した。

(意見)

大手前通りは全市的事业であり、式典などの行事があるのは理解できるが、新恋の浜橋は白浜地域の事業である。ほかの地域の渡初式で市が費用負担をしているのか。なぜ、ここだけ特別扱いをするのか。

先ほど会計処理上のルールを犯してまで要望に応えたことについて議論があったが、渡初式1つを取っても付度しすぎていると思う。全てにおいてこのような対応になっていると思う。

(質問)

来賓として松岡議員は出席していると思うが、建設委員会の委員も出席していたのか。

(答弁)

三輪議員が出席したと記憶している。

(意見)

白浜地区は松岡議員以外にも議員がいると思うが出席したのか。

(委員長)

きちんと確認の上、次回の委員会で報告されたい。

(答弁)

整理して報告したい。

(質問)

資料2ページに駐車禁止規制の関係で防護柵設置が必要で、令和4年度に設置を計画しているとあるが今も計画しているのか。

(答弁)

警察からの意見もあり、来年度に予算要求をしたいと考えている。

(質問)

先ほどの式典であるがいつ行われたのか。

(答弁)

確認の上、次回の委員会で報告したい。

(質問)

関連工事が複数あるが、これは別々の業者が請け負ったのか。

(答弁)

大きく分けて下部工と取付道路に関する工事、上部工に関する工事及び最後の取付道路に関する工事を実施しているが、それぞれ別の業者が請け負った。

(質問)

右岸取付道路は工期開始自体が遅れていた中、請負業者に急いで対応してもらい、平成30年10月

に完了しているが、もともとは9月に完了させてほしいという話があったと聞いている。渡初式に間に合わせるために工事を急がせたのか。

(答弁)

その事実はあった。ただし、平成27年度の工事説明の際に、平成29年10月頃に完成させることを伝えており、その後、工事が遅れることになり地元で謝罪していたことも工事の完了を急いだ大きな要因の1つである。

(質問)

当時は災害級の暑さで建設業者は労務管理に苦慮していた。さらに台風も多かった。安全に施工しなければいけないところ、渡初式ありきで工事を進めさせたことは問題である。

なぜ、そこまで急がせたのか。地元の強い要望であったのか。それともやむにやまれぬ圧力が働いたのか。

(答弁)

市の一大プロジェクトとして市場移転を完遂しなければいけないという意識を幹部職員は持っていた。いろいろな案件を松岡議員とやり取りをしている中で、同議員が要望すれば無理を承知で取り組んでいたことはあったと思う。

(質問)

苦しんでいるのは現場職員である。このようなことは二度とないようにしてほしい。地元の強い要望があっても、議員はいさめるほうの立場であると思う。部下をしっかりと守ってほしい。

(答弁)

しっかりと受け止めたい。また、様々な指摘についても今後の業務に必ず生かし、説明責任も含めて適正な予算執行を行っていきたい。

(質問)

資料3ページで「本件事業の執行で影響を受けた事業はない。」とあるが、このような記載をする必要はあったのか。

(答弁)

指摘のとおりであり、資料から削除したい。

(質問)

ほかの部署でこのように予算が使えるところがあるのか。建設局の予算をもっと削減すべきという話になる。このような説明はできれば削除されたい。

(答弁)

余裕があるというわけではない。事業の進捗率をさらに高めることができるよう建設局として予算執行の意識を高めていきたい。

(委員長)

先ほど副市長の出席を求めて説明を聞きたいとの提案があった。一方でこれだけでなく、ほかも含めて出席を求めてはどうかとの意見があった。意見があれば発言されたい。

(委員)

現段階で言えば、建設局の2事案は地元からの要望があり、松岡議員の関与は橋梁の早期完成と高欄についての要望があったことしかない。要望記録がなく、その部分について触れられないため、このような状況になっていると思う。

どのような関与要望があって、このような結果となったのか、我々は確認をしているため、当時の建設局長である佐野副市長に聞かないとこの問題は終わらないと思う。正副委員長に一任でもよいし、ほかの委員も出席を求めるべきという意見であればぜひ出席してほしいと思う。

(委員)

この事案は百条調査権の対象でないため、副市長の出席を強要する法的拘束力はない。今後も本委員会は継続するし、ほかにも出席を求める人もいると思う。その整合性も考える必要があると思う。

(委員長)

出席要請は前向きに検討するが、正副委員長に一任してほしいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員長)

渡初式については、しっかりと資料を準備し、次回の委員会で報告されたい。

質問終了

13時53分

建設局、産業局終了

13時53分

建設局

13時53分

報告事項説明

・不当要求行為で問題となった公園のフェンスの嵩上げに関する事

質問

13時56分

(質問)

資料の修正後に「不当と認定された要求もあり。」とあるが、「不当な要求により」ではないのか。

(答弁)

指摘のとおりである。

(要望)

修正されたい。

(質問)

不当要求は行った段階で不当要求になるが、今後の審査にも影響するので結果確認は大事である。

本事案は不当要求によってフェンス設置を余儀なくさせられており、市政が曲げられた顕著な例であると思う。言葉は大事にしてほしいと思うがどうか。

(答弁)

あらためて訂正させてもらいたい。

質問終了

13時58分

建設局終了

13時58分

建設局、都市局

13時59分

報告事項説明

・栗生の松原公園に関する事

質問

14時04分

(質問)

資料1ページに「通常であれば、要望書を受けて完成まで平均2年経過していることから比較すると異例といえる。」とある。この事案は市場の白浜移転決定前である。松岡議員の要求を全面的に受けて、早急に整備しなければいけない理由があったのか。

(答弁)

平成24年度の工事であり要望記録等はないが、当時の担当者からの聞き取りでは、現地周辺にトイレが欲しいとの声があり、松岡議員から市民局に対して市民トイレの設置要望はあったが、副市長から公園部に対しトイレ設置を考えるよう指示があり、要望書を受理した上で設置した。松岡議員の関与は確認できたが、どのように関与したかは確認できていない。

(質問)

当時の副市長は誰か。

(答弁)

寺前副市長である。

(質問)

この当時から地元要望を盾にそのような要望を行っていたのか。

(答弁)

要望があったのは事実である。予算の復活要求をしてまで翌年度の整備完了を目指した理由は、聞き取り調査の中でも明らかになっていない。

(質問)

トイレの入り口は、松岡議員から市道から見えないようにしてほしいとの要望があり、どういう理由か分からないがそれに応えたとある。

職員であればきちんと理由を聞かないといけな。暴力的な言動もあり、不当要求に応じざるを得ないという仕組みがあったかもしれないと思うが、毅然とした態度を取らないといけな。不当要求に応え続けると切りがないし、迎合しすぎている。

不当要求を行う者が悪いが、それに疑問を持たずに言いなりになってしまうことは、公務員と議員、自治会の関係においては不適切である。今後はこのようなことがないよう留意されたい。

(答弁)

公共事業は税金が原資であり、市民の立場から考えれば、もう少し毅然とした態度を取るべきであった。市民のためという原点に立ち返り、不当要求への対応について改めていきたい。

(質問)

宗教法人から借地している公園とトイレ一覧の資料であるが、この借地は全て無償か。

(答弁)

そのとおりである。

(委員長)

当該トイレは、地元だけでなくたくさんの人が利用することを前提に要望書を受けて設置したが、外観を重視してトイレと分からないようになっており、大きな矛盾が生じている。今後、本来の目的に合ったトイレとなるよう、案内表示についてしっかりと対応されたい。

(答弁)

神社のトイレでなく、市民トイレであると分かるような看板の設置などを考えている。対策については地元と相談する必要があるが、今後報告したい。

質問終了

14時14分

報告事項説明

・白浜西山公園に関すること

質問

14時17分

(質問)

栗生の松原公園トイレもそうであるが、豪華なトイレが白浜地域に2か所もある。経緯はともかく今後の方針を建設局として持っていないといけなと思う。

行政の公平性を担保するためには、次の大規模改修や建て替え時に、他の地域と同様のトイレに戻すことをここで約束し、特別委員会の記録にとどめて今後伝えていかないといいな。

(答弁)

公正・公平の観点から豪華な仕様のトイレとなったことは反省している。次の改修時期は未定であるが、そのときには一般的な仕様に戻すことを原則としたい。

改修に当たっては議会に報告し、了承を得ることを記録として残しておきたい。

(質問)

当該トイレの設置については、もともと行政懇談会での要望事項であったとのことだが、今年度

の行政懇談会はいつ実施されるのか。

(答弁)

8月上旬を予定している。

(質問)

本委員会で議論となった案件の説明を行う必要があるが、行政懇談会ではいろいろな意見が出てくると思う。公正・公平に毅然とした態度で臨んでほしい。

(答弁)

本委員会の議論を踏まえて対応する。通常の実望については、他の地域と同様、地元寄り添って考えていく。

公正・公平な気持ちを持って取り組むことは、我々の使命であると思っている。議会や市民からそのように評価してもらえよう、改めるべきは改めて取り組んでいきたい。

質問終了 **14時25分**

建設局、都市局終了 **14時25分**

教育委員会、都市局 **14時26分**

報告事項説明

・白浜小学校の相撲場整備に関する事

質問 **14時30分**

(要望)

今後の対応として「できるだけ学校の負担が少なくなる方法を検討したい。」とあるが、当該相撲場は学校と切り離してほしいと思う。

通常、学校の施設改修は校長を中心として学校現場から声が上がって実施すると思うが、本事例はそうではない。

松岡議員が走り回った結果、このような荷物を学校が背負わされている。

観光スポーツ局ともよく相談し、学校の教育現場から管理を外すよう要望したい。

(質問)

報道も入り白浜小学校が注目されてしまっている。子どもたちの心境に問題はないのか。

(答弁)

学校から特に情報は入っていない。

(要望)

小まめに気をつけて、必要に応じてケアされたい。

(質問)

今後、保護者も含めて説明会を行うなど子どもたちへのフォローを行ってほしいと思うがどうか。

(答弁)

子どもたちや保護者、地域の様子なども定期的に確認していきたい。

質問終了 **14時35分**

報告事項説明

・白浜小学校渡り廊下の整備に関する事

質問 **14時36分**

質問なし

教育委員会、都市局終了 **14時36分**

休憩 **14時36分**

再開 **14時54分**

産業局 **14時54分**

報告事項説明

・新市場用地の土壌汚染対策業務に関する事

・浜手緑地・白浜地区の公園西側の園路補修及び日陰棚の建替えに関する事

質問 **15時25分**

(質問)

土壌汚染対策業務は、最終的に委託業務となったが、資料を見ると契約課は工事とすべきとの意見である。なぜ、業務委託にこだわったのか。

(答弁)

協議を行っていく中で、本業務は成果物がなく、作業確認を繰り返して行い、浄化を行っていく点に着目して業務委託を選択した。

(質問)

産業局としては市場整備工事と一体化で実施したかったのか。

(答弁)

当初その案もあった。

(質問)

前回の百条委員会で提供を受けた平成30年5月

15日の記録で、松岡議員は「わしがヤーヤー言うたさかいに、業務委託にしてくれた。」と発言があったが、それとの関連性はどうか。

(答弁)

松岡議員の関与はない。

(質問)

確認できなかったのか、それとも関与が全くなかったのか。

(答弁)

関与がなかった。

(質問)

当該業務は、専門家会議の中島委員が所属している国際航業が受注しているが問題なかったのか。

(答弁)

守秘義務を課した上での参加であったため影響はないと考えている。

(質問)

守秘義務に関する誓約書の提出も受けているが、国際航業が受注したことに違法性はないのか。

(答弁)

土壌汚染対策業務の受注は安藤・間である。当該業務に至るまでの業務で国際航業が受注したのもあるが、会議内容は公開されており、それを基に設計していくものである。問題ないと認識している。

(質問)

振動によって亀裂が入りクロスを張り替えた件であるが、市職員も確認したのか。

(答弁)

建物が特定されるため資料に添付していないが、写真のほか現地でも確認している。

(質問)

確認の結果、最近できた亀裂と判断したのか。

(答弁)

今回の対策の振動によってクロスの下地のボードの継ぎ目がずれて、表面のクロスに被害が生じたと結論づけた。

(質問)

時系列を見ていくと、契約課との協議から工事

で処理するのが妥当であると思われたが、最終的に業務委託となっており理解し難い。

この当時は高馬前副市長が産業局長であり、松岡議員からほかにもたくさんの要望を受けて対応していたと思う。

先ほど、関与はないとの答弁であったが、平成30年5月15日の記録では、松岡議員自身が「自分がヤーヤー言うたさかいに、業務委託にしてくれた。」と発言している。関与がないと断言できる根拠は何か。

(答弁)

関係者からのヒアリング結果による判断である。

(質問)

高馬前副市長からもヒアリングを行ったのか。

(答弁)

確認していない。

ただし、本件は、契約課、営繕課及び法制課など様々な部署と協議を重ねており、当時の高馬産業局長は、協議の場では報告を行うだけの受け身であったという印象が強い。

担当職員からのヒアリングでも産業局長から指示は受けていないことを確認している。

また、松岡議員の発言は「1億3千万、国際航業に取られて。」との発言が先にあるが、この金額に該当する事業はない。

(質問)

この業務委託は後に増額されている。松岡議員の発言はその契約変更後であるのか。

(答弁)

松岡議員の発言は平成30年5月15日である。この委託業務の契約日は平成30年3月28日であり、契約変更は平成31年3月22日である。

(質問)

時系列的には、松岡議員の発言より前に大きな設計変更がなされていたのか。

(答弁)

契約金額の変更は、当初が6億9,314万4,000円であり、平成31年3月22日に7億9,097万641円に変更したため、約9,000万円の増額である。契約金額も

異なるし、時期もずれていると思う。

(意見)

議員自らが発言した事実と当局との認識がかみ合わない。本委員会の目的から、この点はこのまま看過できないと思う。

(意見)

業務委託であれば、金額を下げるができる。その後、追加業務等で本来の予算に近い金額まで費用を上げてきていると思う。このやり方は議会の承認なしに、後から追加を受けられる仕組みだ。工事発注にしていれば、入札時点で失格になっていたと思う。

(質問)

平成27年9月15日の経済委員会で市場の白浜地区への移転が発表されたが、平成26年11月5日に白浜地区自治会説明会で市場移転について触れている。大型事業となれば、一般的に議会への報告より地元説明を先行させるのか。

(答弁)

平成26年6月2日に運営協議会会長から、白浜地区への市場の移転新築に関する提言書が市長に提出された。市としての方針は決定していなかったが、9月議会の委員会で説明したところ新聞で報道された。地元から説明を受けていないとの声があり説明を行ったものである。

(質問)

平成26年11月5日に白浜地区自治会説明会を開催し、平成27年9月11日に灘の松原自治会に説明会を行っている。その間地元とのやり取りや説明会の開催はなかったのか。

(答弁)

説明会の資料はない。

(質問)

説明会の実施はなかったのか。

(答弁)

地元役員に集まってもらい、資料を配布して説明を行ったことはない。また、市の方針も決まっていなかった。

(質問)

資料7ページに、松岡議員は「将来は指定管理も考えているが、最初は市の直営で運営し、祭りなどへの対応をする。」と発言しているが、これはどういう意味か。

(答弁)

自身の考えを述べただけであると思う。今の時点でも指定管理などの具体的な計画はない。

(質問)

松岡議員の単なる意見表明か。

(答弁)

当時そのように考えていたことを発言されただけと思う。

(質問)

「祭りなどへの対応をする。」という発言は、どういうことか。

(答弁)

地域の中に溶け込んでもらい、祭りへの協力を求めることであったと思う。

(質問)

その次の発言が黒塗りとなっているが、祭りとの関係か。

(答弁)

地域とのつき合いに関する発言であったと思う。

質問終了

15時50分

(産業局長発言)

7月1日付で本事案における松岡議員の行為を不当要求行為と認定したので追加資料を提出したい。

(委員長)

事務局、資料配付を。

[資料配付]

報告事項説明

・姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関すること

質問

16時07分

(質問)

不当要求行為と認定したことは評価する。表向

き松岡議員から要望を受けたから入札公告を中止するとは言えないため、積算システムリース料などを後づけの理由としたという認識でよいか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

その点はきちんと説明すべきでないのか。

(答弁)

背景として不当要求行為があり、資料に記載の理由を公告中止の理由とすることを勘案した。

(質問)

副市長と記載があるが、誰を指しているのか。

(答弁)

令和元年5月30日及び31日は、黒川前副市長と内海元副市長である。

(質問)

両副市長が同じような発言をしたのか。

(答弁)

両副市長とも同じ意見であった。

(質問)

入札公告の取下げはよほどの理由がないとできない。令和元年5月30日の記録兼報告書を見ると、「取下げができないなら農水省に補助金を止めてもらおうと強く言われた。」とある。中央卸売市場は、私の会派も自民党として独自に補助金について国へ要望を行ったことがあるが、国からは補助金の交付決定は難しく、申請しても簡単には決定できない、にぎわいのある施設の設置や海外輸出に向けた工夫などを行うよう助言を受けたことがあった。

1地方議員がどのような力を行使して国の補助金の決定に関われるのか。副市長は何を根拠に松岡議員の発言を受けて補助金を止められては困ると感じたのか。分かる範囲で答えてほしい。

(答弁)

真偽は不明であるが、市場移転をスムーズに進めていきたいという考えがありトラブルを避けたかったと思う。省庁に特段の関係があるとか強力な働きかけができるかまでは分からない。

(意見)

我々は政党として国や県にパイプがあるからそれなりに事情が分かる。松岡議員の発言はあまりにも荒唐無稽なものであるのに副市長や局長がなぜ信じたのかと思う。

また、この中止要求は電話である。なぜ、執行部も電話一本で慌てふためいて入札を止めてしまったのか。松岡議員の不当要求行為は許されるものではなく大問題であるが、執行部側の姿勢も情けないと思う。

(質問)

5月30日に内示が出ている。松岡議員から電話があったのは偶然か。

(答弁)

偶然であると思う。

(質問)

公告を再度行うためには地元説明会に対する意見が必要であるとのことで、6月19日に松岡議員へ回答しているが公告内容の変更はあったのか。

(答弁)

松岡議員への説明資料は各地区からの意見をまとめたものである。入札と一切の関わりはない。

(質問)

一方的に公告の中止を求められてその意に従い、結果として公告内容に何も変更がなかったのか。

(答弁)

仕様書に地域における工事中の通行ルート等をしっかりと検討することを追記した。

(意見)

その程度の内容は地元と打合せをしなくても最初から仕様書に記載すべきものと思う。この中止から再公告となるまでの期間に何の意味があったのかと思う。

(質問)

令和元年6月3日の資料は記憶に基づくメモである。ほかの局にも全件記録が徹底されていないと指摘したが、なぜ記録を作成しなかったのか。

(答弁)

市場の移転事業を進めることに注力していたこ

とが原因である。また、タイトなスケジュールの中、事務作業や対応に追われており、要望書を作成する時間的余裕がなかったのも事実である。

(質問)

令和元年5月30日に松岡議員から産業局長への電話連絡で「市は市場移転だけを進め、地元への対応は二の次にしているのではないか。」とあるが、このような発言を受ける事情があったのか。

(答弁)

地元説明会が完了していないのに、入札公告を行ったことを指していると捉えている。

(委員長)

6月3日の資料は場長が作成しているが補足説明はあるか。

(答弁)

当日、松岡議員と面談したことの付箋メモが残っていた。内容も地元で行った説明時の付箋へのメモ書きから作成した。今後は全件記録に努めたい。

(質問)

なぜ、メモにとどめて記録票を作成しなかったのか。

(答弁)

地元からの意見を伝達することがメインであったので要望と受け止めなかった。

(要望)

今後はきちんと記録化されたい。

(質問)

電話であれば録音機能がついているのではないのか。また、松岡議員に呼ばれたときは複数名で対応し、1人が必ずメモを取るようにしていたと思う。単独で面談する場合、ICレコーダーを持参するなど執行部も考えるべきではないのか。条例も制定しているので、きちんと対応してほしい。

(答弁)

全ての電話に録音機能はついていない。スマートフォンやICレコーダーを利用する職員もいるので組織として対応できるように働きかけていきたい。

(委員長)

松岡議員からはデスクに設置した電話かそれとも携帯電話にかかっていたのか。

(答弁)

どの機器で受電したのか確認できていない。

質問終了

16時25分

産業局終了

16時25分

協議

16時25分

(委員長)

本日、要望のあった副市長の出席要請については正副委員長で調整して、しかるべきタイミングで出席を求めたいと思うがどうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

個人攻撃のようになってはいけない。出席を求めるのであれば、関係者全員の出席を求めるタイミングで行うべきであると思う。

協議終了

16時27分

散会

16時27分